

マイナンバーカード利用のご案内

4月1日より、マイナンバーカードが「健康保険証として利用できる」ようになります。

カードを読み取る機械の設置場所は、受付3番窓口、自動再来受付機の裏、救急外来窓口です。

事前に「健康保険証として利用する」という申込みをされた方は、マイナンバーカードを機械にかざすだけで保険証の資格確認ができます。待ち時間を利用して資格確認を行ってください。

マイナンバーカードをお持ちの方でも、「健康保険証として利用するという申込みをされていない方」は、事前に「利用申込みの手続き」が必要です。

手続きは、市役所や役場、セブンイレブンのATMからでも行うことが可能です。

なお、マイナンバーカードをお持ちではない方や各種公費受給者証をお持ちの方は、従来どおり健康保険証や公費受給者証をご提示くださいますようお願い致します。

ご不明な点がございましたら、受付窓口または入退院窓口へお問合せくださいますようお願い致します。